

茨木市次世代育成支援行動計画

(第4期：令和2～6年度)

概要版

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～



令和2年(2020年)3月



茨木市



1 計画策定にあたって

計画策定の背景

- 国では、平成24(2012)年8月に、子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成27(2015)年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。
- 平成25(2013)年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元(2019)年6月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないように、市町村において子どもの貧困対策のための計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元(2019)年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

計画の目的

- 本市では、平成27(2015)年3月に「茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）」を策定し、市民の教育・保育や子育て支援の多様なニーズに応え、子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進しています。
- この計画が令和元(2019)年度末をもって終了することから、「茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）」（以下「本計画」）を策定するものです。

計画の位置付け

- 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条で規定する「市町村行動計画」に位置づけられ、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定しています。
- また、本計画には、次の計画に関する施策も含んでいます。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する「自立促進計画」
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「市町村子ども・若者計画」
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する「市町村子どもの貧困対策計画」

計画の期間と推進体制

- 本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までとします。
- 次世代育成支援施策、子ども・子育て支援事業、子ども・若者施策等について市民への広報・啓発に努めるとともに、「茨木市こども育成支援会議」が計画の進行管理を行います。



2 第3期計画の総括

本計画の実施に向けた検討課題

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援「いばらき版ネウボラ」の推進
- 潜在的な保育需要に備えた教育・保育提供体制の充実
- 質が高く、効果的な就学前教育・保育の提供体制の充実
- 就学期の保育・放課後児童対策の充実
- 子ども・若者のための支援や居場所づくり
- 生活に困窮する子どもや子育て家庭への対応
- 社会的養護が必要な子どもへの支援
- 少子化克服に向けた施策の推進





3 計画の構想

計画の基本理念

本計画では、次代を担う子ども・若者が最善の利益を保障されながら、地域に支えられ、心身ともに健やかに成長し、未来にわたって本市で活躍する子ども・若者の育成をめざします。

そのための基本原則となる考え方（基本理念）を次のとおり定め、引き続き、子育て支援をはじめ、子ども・若者に関する様々な施策の展開を図ります。

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～



施策展開についての考え方

本計画では、次の視点に立ちながら、施策を展開します。

- ①子育ての第一義的な責任は保護者にあるという前提を踏まえ、地域全体で子育て家庭を支援する視点
- ②児童の権利に関する条約において定められている4つの包括的権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）を尊重し、「子どもの最善の利益」を優先する視点
- ③家族形態など生まれ育った環境や子どもの年齢などに関係なく、すべての子育て家庭に対するすき間のない支援と、妊娠・出産期から子ども・若者の育成支援まで、子どもの成長過程に沿った必要な支援を切れ目なく、きめ細かく行う視点
- ④家庭に経済的な問題を抱えていたり生きづらさを感じたりしている子ども・若者が、自尊感情と自立意識を高め、地域社会の一員として個性や能力を発揮し、夢や未来に希望を抱き、いきいきと地域で暮らしていけるよう支援する視点
- ⑤行政による公的な支援だけでなく、家庭、地域、企業など、地域における主体的な子育て支援活動や子ども・若者支援活動と連携・協働し、「子育てでつながる地域社会」を実現するため、これから親になる人や子育て中の家庭、生きづらさを抱える子ども・若者に対し、市民一人ひとりが自分でできるほんの少しの気遣いや手助けしたい気持ちを言葉と行動で表すことができる人とそのための環境づくりを推進する視点

未来を創る子ども・若者が地域とともに成長するまち“いばらき”

～「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして～

妊娠・出産期



■安心して妊娠・出産できる環境づくり

- ◇妊産婦の健康保持・増進・支援の充実
- ◇妊娠・出産期からの切れ目のない支援（いばらき版ネウボラ）

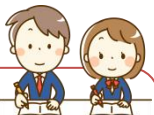
就学前期



■乳幼児期の子どもがのびのびと育つ環境づくり

- ◇子どもの健康保持・増進
- ◇就学前教育・保育体制の充実
- ◇子育て支援サービスの充実
- ◇地域ぐるみの子育て、子ども・若者支援

青年・若者期



■主体性を育む環境づくり

- ◇若者への自立をめざした支援
- ◇就労の支援
- ◇青少年の健全育成

小・中学校期



■生きる力と豊かな感性が育まれる環境づくり

- ◇児童・生徒の健康への支援
- ◇特色ある学校教育の充実
- ◇様々な悩みに対応する体制の充実
- ◇学校・地域・家庭の連携
- ◇安全で安心な居場所づくり

■社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり

- ◇子どもを産む・育てるための意識啓発
- ◇支援ネットワークの充実
- ◇安全で安心な育成環境

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり

- ◇意識啓発
- ◇職場環境の改善に向けた支援

■社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり

- ◇ひとり親家庭への支援
- ◇障害児の健やかな育ちの支援
- ◇児童虐待防止対策の強化
- ◇外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援





4 次世代育成支援施策の展開

ライフステージに沿った施策の展開

1 妊娠・出産期

(1) 妊産婦の健康保持・増進・支援の充実

心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、出産・育児経験がない母親が安心して妊娠、出産できるよう、妊娠・出産に関する相談・情報提供をはじめ、健康の保持・増進に関する支援を充実するなど、妊産婦の心身の健康を保持・増進する取組を推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
①妊娠・出産に関する相談・情報の提供				
母子健康手帳の交付、妊婦面接・相談	■■■■■			
両親教室（パパ&ママクラス）	■■■■■			
保健相談	■■■■■	■■■■■		
訪問指導	■■■■■	■■■■■		
②妊娠・出産期における健康の保持・増進				
妊婦健康診査	■■■■■			
妊婦歯科健康診査	■■■■■			
生活習慣病予防	■■■■■	■■■■■		
産前・産後ホームヘルパー派遣	■■■■■			
入院出産の助成	■■■■■			
産婦健康診査	■■■■■			

(2) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援（いばらき版ネウボラ）

妊娠期からの子育て家庭を切れ目なく支え、子どもを産み育てることに対する不安や負担を軽減するため、保健師などの専門職や地域の関係機関・団体等がつながり、ワンストップで継続的に相談支援を行う体制を整備します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
子育て世代包括支援	■■■■■	■■■■■		

2 就学前期

(1) 子どもの健康保持・増進


子どもの健康保持・増進への取組や健康に関する相談・情報提供に柔軟に対応できる体制の充実を図るとともに、幼少時からの食生活・生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもの健やかな成長を支援します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
①子どもの疾病予防・発達上の課題の早期発見・早期対応				
乳幼児健康診査		■■■■■		
歯科疾患予防		■■■■■		
二次健康診査（経過観察健診）		■■■■■		
予防接種		■■■■■	■■■■■	
小児救急医療体制の確保		■■■■■	■■■■■	
保育所・幼稚園における子どもの健康管理		■■■■■		
②食育の推進				
栄養相談		■■■■■		
離乳食・幼児食講習会		■■■■■		
幼稚園・保育所における食育		■■■■■		

3 小・中学校期

(1) 児童・生徒の健康への支援

子どもたちが食を含む望ましい生活習慣や健康・性に関して正しい知識を身につけ、自身の健康管理について適切に判断し対処できる能力を育成し、生涯にわたり健康な生活が続けられる健やかな体を育むよう支援します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
食育システムによる講座 子どもクッキング 健康管理への支援 防煙教育 デートDV防止啓発				

(2) 特色ある学校教育の充実


子どもの発達や成長のつながりを大切にしながら、子どもの実態に応じたきめ細かな学習の推進などにより、一人ひとりに寄り添った教育を充実します。

また、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、開かれた教育課程の実現や主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業に取り組みます。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
①「確かな学力」と「豊かな心」を育む教育の推進				
学力向上 体力向上 学校施設の整備				
②就学及び進路・進学のための支援				
就学援助 奨学金（入学支度金）の支給 山地部児童・生徒通学費補助				


(3) 様々な悩みに対応する体制の充実

児童・生徒の悩みに対して、適切かつ可能な限り迅速に対応し、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう教育相談のための体制を充実します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
小・中学生及びその保護者に対する教育相談 生徒指導（いじめ・不登校問題行動等）への対応 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置 子ども本人からの相談				

(4) 学校・地域・家庭の連携

子どもが学ぶことの意義を実感し、将来、必要な力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が協力・連携し、様々な体験活動や学習、交流活動などの取組について一層の充実に努めます。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
こども会活動の支援 スポーツ少年団の育成 スポーツ環境の整備 環境教育・啓発 家庭教育支援 乳幼児とのふれあい・交流 子どもたちの体験型まちづくり学習 市内大学・高校への出前授業及び子ども向けセミナー				

(5) 安全で安心な居場所づくり

心豊かな子ども・若者を社会全体で育むため、民間団体・地域の協力・連携により、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
上中条青少年センターの運営			→	→
多世代交流センターの運営			→	→
ユースプラザの運営			→	→
学童保育室の運営			→	
放課後児童健全育成事業の支援			→	
学童保育室指導員の研修			→	
放課後子ども教室の推進			→	
新・放課後子ども総合プランの推進			→	

4 青年・若者期

(1) 若者への自立をめざした支援

子ども・若者とその保護者が地域で孤立することなく、社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう必要な情報を提供するとともに、適切な助言や相談に対応できる体制づくりに取り組みます。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
青少年に関する相談			→	→
子ども・若者自立支援センター				→

(2) 就労の支援

若者が就労や社会貢献に対する意識や能力を育み、自己の職業適性や将来の設計について主体的に考え、個人の資質・能力に応じ、就労などにチャレンジできるよう支援するための取組を推進します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
就職サポート				→
青年就農事業				→

(3) 青少年の健全育成

子ども・若者が能力を発揮しながら、自らの可能性に気づき、夢に向かって積極的にチャレンジできるよう、様々な交流活動や体験活動を支援します。

施策（事業）	ライフステージに沿った施策の展開			
	妊娠・出産期	就学前期	小・中学校期	青年・若者期
①交流活動の推進				
姉妹・友好都市との青少年交流			→	→
青少年の国際感覚と英語等の語学力の育成			→	→
青少年健全育成			→	→
②体験活動の推進				
青少年の野外活動		→	→	→
青少年センター行事		→	→	→
各種スポーツ・レクリエーション活動		→	→	→



社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり

1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の親子がより豊かで充実した生活が営めるよう、日常生活での自立を支え、生活の安定を図る支援を推進します。

①相談・情報提供

- ・ひとり親家庭の相談・支援
- ・ひとり親家庭への情報提供
- ・ひとり親自立支援員のスキルアップ

②子育て・生活支援

- ・ひとり親家庭の保育所の優先入所
- ・学童保育室の優先入室
- ・母子生活支援施設への入所受入
- ・当事者団体への支援
- ・住宅支援
- ・学習・生活支援

③就労支援

- ・資格取得・技能習得のための支援

④経済的支援

- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭の医療費の助成
- ・ひとり親家庭への福祉資金の貸付
- ・特別割引制度の周知

2 障害児の健やかな育ちの支援

障害に対する理解を深めるための周知を図るとともに、一人ひとりの障害の状況やライフステージに応じた適切な療育及び教育・保育の推進並びに福祉サービスの提供を図り、障害のある子どもの健やかな成長を支援します。

①適切な療育・保育の提供

- ・すくすく親子教室の運営
- ・児童発達支援センター（あけぼの学園）の運営
- ・医療型児童発達支援センターでの機能訓練、医療的ケア等の専門的な療育の実施
- ・障害児保育

②ともに学び育つ教育の提供や障害に対する理解の促進

- ・支援教育
- ・幼児に対することばの相談
- ・学童保育室での障害のある児童の受入
- ・理解促進研修・啓発

③障害福祉サービスの提供

- ・障害児通所支援
- ・自立支援・地域生活支援
- ・障害特性に応じた適切な相談支援・情報提供体制の実施

④経済的支援

- ・特別児童扶養手当
- ・支援学級等就学奨励

3 児童虐待防止対策の強化

児童虐待の防止に向けて、関係機関が連携するネットワークを強化するとともに、地域の見守り活動の推進や育児に悩む保護者への支援など、地域における虐待防止のための支援体制の充実を図ります。

- ・児童虐待防止活動の強化と適切な支援の実施
- ・面前DVの防止及び被害者の支援

4 外国人や社会的養護にある児童など配慮が必要な子ども・家庭への支援

外国籍の子どもや帰国子女が地域の中で孤立したり、不利益を被ったりすることなく健やかに成長することができるよう、必要な支援を実施します。

そのほか、虐待などにより児童養護施設で暮らす子ども・若者やヤングケアラーなどについて実態を把握し、関係機関・団体との連携のもと、市としてできる適切な支援を検討し取り組んでいきます。

- ・帰国・渡日の児童・生徒への支援

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる環境づくり

1 意識啓発

企業に対し、従業員の仕事と子育ての両立への理解や協力を求める啓発を推進し、子育てしやすい職場環境づくりを促進します。

また、家庭に対しては、男女共同参画の視点に立ち、子育ては親として男女関係なく共同で担うものという意識啓発を推進するとともに、男性の子育てへの関わりや女性の就労を支援します。

①企業への啓発

- ・子育て支援の取組等を事業者評価の基準とする制度の推進
- ・雇用・労働関係セミナー及び労働に関する啓発

②家庭への啓発や支援

- ・男女共同参画に関する啓発
- ・父親対象の子育て支援講座
- ・女性の就労支援

2 職場環境の改善に向けた支援

男女が仕事時間と子育てや家事などの生活時間のバランスがとれる生き方や働き方ができるよう、企業に対し職場環境の改善や従業員の働き方の見直しなどを働きかけます。

- ・働きやすい職場づくり推進
- ・特定事業主行動計画(第4期)の運用

社会全体で子育て家庭や子ども・若者を支援できる環境づくり

1 子どもを産む・育てるための意識啓発

少子化を克服し、持続可能な地域社会を維持するため、効果的な少子化対策を模索しながら、本市の次代を担う子ども・若者たちの育ちを支援するとともに、市民が子どもの権利について認識を深め、次代を担う子ども・若者たちの健全な育ちを協働して支え、社会の一員として成長できる環境づくりを推進します。

- ・児童福祉週間（5月5日～11日）の普及啓発
- ・子どもの権利に関する啓発・普及
- ・次代を担う若者世代との未来ミーティング

2 支援ネットワークの充実

子育て支援に取り組む関係団体・機関が協力・連携を充実し、その活動を通じ、地域の教育力の向上やつながりの強化を図るとともに、次代を担う子どもや子育て家庭を地域全体で支え助け合えるネットワークを充実します。

また、子育て支援に関わる団体等による支援のスキルアップを行うとともに、地域で活躍する人材との連携を充実するなど、子育て支援のネットワークを広げ、安心して子どもを産み育てていくための環境づくりに努めます。

- ・包括的支援体制の推進
- ・子育て支援団体のネットワーク化
- ・子育てサークル・グループ支援
- ・子育て支援の人材育成
- ・民生委員・児童委員・地区福祉委員会の活動支援

3 安全で安心な育成環境

道路や公共施設において「子育てバリアフリー」を推進するとともに、子どもを交通事故や犯罪から守るための対策の充実など、子どもと子育て家庭が安全で安心に暮らせる生活環境の整備を図ります。

- ・道路（歩道）の整備
- ・公園等の整備及び維持補修
- ・交通安全啓発・指導
- ・防犯に関する広報・啓発
- ・防犯カメラ設置補助
- ・啓発冊子（防災ハンドブック）作成配布
- ・児童・生徒の安全対策



5 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策に関する計画策定の趣旨

- 貧困の問題は、経済的な要因だけでなく、保護者の病気や家庭の教育力・養育力不足、障害や配偶者による暴力、社会的孤立など複合的な要因を含んでおり、その結果、子どもたちは、生活習慣の乱れ、不健康や不衛生、学力不足や学習習慣の未定着、いじめ、非行、虐待などの様々な困難に直面している場合が少なくありません。
- 生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが夢と希望をもって成長していける社会の実現をめざして、子どもの貧困対策を一層充実し、関係機関等が連携して総合的に推進することが求められています。
- これまでの取組の成果と課題を踏まえ、「子どもの貧困対策計画」を本計画に包含し策定するものです。

子どもの貧困対策に関する新たな方向性

1 子どもの貧困対策に関する国の基本的な方針

- 国は、改正法を踏まえた「子供の貧困対策に関する大綱」において、4つの取組の分野（「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」）に横断的な基本方針を次のとおり示しています。

■ 分野横断的な基本方針

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

- 大綱では、分野ごとの基本方針として、次の4つを示し、「子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進めること」と「今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むこと」を加えて貧困対策に取り組むこととしています。

■ 分野ごとの基本方針

- (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。

※上記は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を踏まえた、「子供の貧困対策に関する大綱」で示されている内容です。

2 本市の子どもの貧困対策の取組の方向性

(1) 教育の支援

- ① スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の推進
- ② 学校教育による学力保障と相談体制の充実
- ③ 地域に開かれた学校プラットフォームの推進
- ④ 高校中退予防の取組
- ⑤ 就学支援の推進
- ⑥ 配慮を要する子どもへの支援
- ⑦ 生活困窮世帯等への進学費用等の負担軽減
- ⑧ ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- ⑨ 生活保護・ひとり親世帯等の学習・生活支援

【施策の展開（事業）】

- ・生活保護世帯に対する教育扶助の支給
- ・生活保護世帯の高校生に対する生業扶助の支給
- ・ゆめ実現支援事業

ほか



(2) 生活の安定に資するための支援

- ① 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- ② 保護者の自立支援
- ③ 保護者の育児負担の軽減
- ④ 生活保護世帯等の食育支援
- ⑤ 住宅に関する支援
- ⑥ 社会的養育の体制整備
- ⑦ ひとり親支援に係る相談体制の充実、事務手続きの負担軽減等
- ⑧ 生活困窮者自立支援制度とひとり親施策の連携
- ⑨ 相談職員の資質向上

【施策の展開（事業）】

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・いのち・愛・ゆめセンター総合相談
- ・生活保護世帯に対する健康管理支援
- ・生活保護世帯の小中学生と養育者に対する食育支援の実施
- ・こども食堂への支援

ほか

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ① ひとり親家庭の保護者の仕事と家庭の両立
- ② ひとり親家庭の保護者への就労支援
- ③ 就労機会の確保

【施策の展開（事業）】

- ・生活困窮者自立支援事業における就労支援
- ・生活困窮者自立支援事業における就労準備支援

ほか

(4) 経済的支援

- ① 児童扶養手当制度の着実な実施
- ② 養育費等の確保の推進
- ③ 寡婦（夫）控除のみなし適用の推進

【施策の展開（事業）】

- ・非婚のひとり親世帯における「みなし寡婦（夫）控除」の適用
- ・大学奨学金利子補給

ほか

茨木市次世代育成支援行動計画

（第4期：令和2～6年度）

概要版

令和2年（2020年）3月

発行 茨木市 こども育成部 こども政策課
〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-622-8121(代)
URL <http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。